

[鳥取県私立専修学校教育振興補助金]

所管所属	青少年・ 文教課
------	-------------

補助金の交付の決定

根拠条文	<p>鳥取県補助金等交付規則第6条第1項</p> <p>知事は、交付申請を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下「交付決定」という。）をするものとする。</p>
------	--

審査基準	<p>次の要件の全てを満たす場合に、補助金の交付の決定を行う。</p> <p>1 申請に係る事業の内容が、鳥取県私立専修学校教育振興補助金交付要綱第3条第1項に規定するものであること。</p>
------	--

標準処理 期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付				
	60日	機 関 期 間	機 関 期 間	青少年・ 文教課 60日	

所管所属	青少年・ 文教課
------	-------------

補助事業等の変更等

根拠条文 鳥取県補助金等交付規則第12条

補助事業者等は、交付決定（交付決定前であっても、交付内示とし、この項（次項において準用する場合を含む。）の規定による承認（以下「変更等の承認」という。）を受けた場合であっても、変更後のものとする。以下同じ。）に係る補助事業等の内容、経費の配分その他の事項の変更（知事が別に指定するものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

審査基準

- 1 次の要件の全てを満たす場合に、補助金の変更の承認を行う。
 - （1）申請者が、鳥取県私立専修学校教育振興補助金の交付決定を受けた者であること。
 - （2）申請に係る変更後の事業の内容が、鳥取県私立専修学校教育振興補助金交付要綱第3条第1項に規定する事業であること。
- 2 次の要件を満たす場合に、補助事業の中止又は廃止を行う。
 - （1）補助事業を中止又は廃止することが真にやむを得ないと認められること。

標準処理期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
60日	機		機	青少年・ 文教課	
	関		関		
	期		期	60日	
	間		間		